

第5章

目標達成に向けた施策

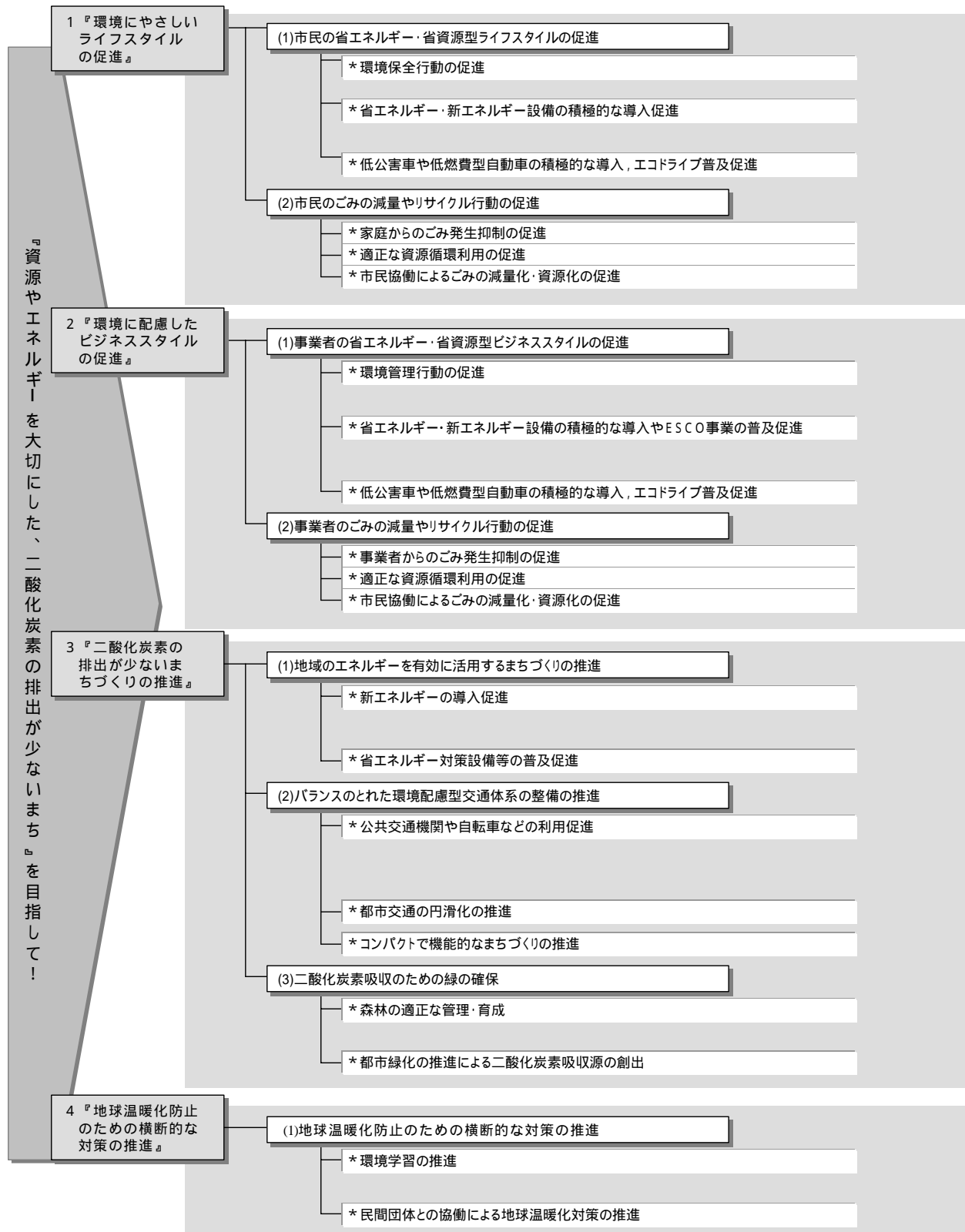
第1節 施策の体系

第2節 市が取り組む地球温暖化対策

第3節 主要施策

第1節 施策の体系

脱温暖化社会を実現するため、本市では国や県の地球温暖化対策に追加した施策として、市民が行う日常生活における取組によって84千t-CO₂の温室効果ガスの削減を、また、事業者の事業活動における取組によって18千t-CO₂の温室効果ガスの削減を目指し、市民や



事業者の地球温暖化防止のための取組促進と、市が行う地球温暖化対策としての都市構造や公共インフラといった基盤整備の推進を行います。

【施策】

- ・市民の省エネルギー行動を促進する。
- ・省エネルギー機器の普及啓発を行う。
・新エネルギー機器の普及啓発を行う。
- ・低公害車や低燃費型自動車の導入を促進する。
・エコドライブを普及促進する。
- ・家庭から排出されるごみの削減や
積極的なリサイクル行動を促進する。

【行動指標】

- ・家庭版環境ISO認定家庭数
・「(仮称)もったいない宣言」をした家庭の数
- ・高効率給湯器設置や省エネルギー機器の導入家庭数
・住宅用太陽光発電システム設置家庭数
- ・市民の低公害車，低燃費型自動車の導入台数
- ・焼却する廃プラスチックの削減量
・焼却するごみの削減量

【施策】

- ・環境管理行動による省エネルギー推進を促進する。
・市の事務事業における率先行動を推進する。
- ・建物や設備の省エネルギー化を促進する。
・省エネルギー機器の普及啓発を行う。
・新エネルギー機器の普及啓発を行う。
- ・低公害車や低燃費型自動車の導入を促進する。
・エコドライブを普及促進する。
- ・事業者が排出するごみの削減やリサイクル行動の推進を促す。

【行動指標】

- ・環境管理行動に取り組む事業所数
- ・省エネルギー機器を導入する事業所数
・新エネルギー機器を導入する事業所数
- ・事業者の低公害車，低燃費型自動車の導入台数
- ・焼却する廃プラスチックの削減量
・焼却するごみの削減量

【施策】

- ・太陽エネルギーや小水力発電・BDFの利用促進などを行う。
- ・ESCOや地域冷暖房等の省エネ設備普及促進などを行う。
- ・新交通システムの導入を推進する。
・生活交通確保プランを推進する。
・自転車利用・活用を推進する。
- ・交通渋滞緩和による自動車走行燃費の向上を図る。
- ・環境負荷の少ないコンパクトで持続可能な都市づくり。
- ・森林整備事業を推進する。
・「地球温暖化防止のための森林吸収源対策プラン」を推進する。
- ・緑地・里山の保全，公園の整備，都市緑化を推進する。

【行動指標】

- ・市の施設における太陽光発電システムの率先導入，水道送水管における小水力発電の導入，廃食用油によるBDF導入の推進 など
- ・市の施設でのESCO事業などによる省エネ設備の率先導入など
- ・新交通システムの導入
・モビリティマネジメントの推進
・レンタサイクルの実証実験
・公共車輛優先システムの整備 などの実施
- ・交差点改良や踏切改良事業の推進
- ・「宇都宮市都市計画マスタープラン」の推進
- ・宇都宮市森林整備事業計画の推進
・宇都宮市森林ボランティア活動の実施
- ・「宇都宮市緑の基本計画」の推進

【施策】

- ・出前講座等による温暖化に関する学習機会を創出する。
・環境学習センターなどにおける環境学習を推進する。
- ・市民や事業者の地球温暖化防止意識を向上させる。
・本市における地球温暖化対策を推進する組織を形成する。

【行動指標】

- ・地球温暖化防止のための意識向上機会の提供
・地球温暖化防止のためのPR活動の実施

第2節 市が取り組む地球温暖化対策

1 環境にやさしいライフスタイルの促進

(1)市民の省エネルギー・省資源型ライフスタイルの促進

- * 環境保全行動の促進
- * 省エネルギー・新エネルギー設備の積極的な導入促進
- * 低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入，エコドライブ普及促進

(2)市民のごみの減量やリサイクル行動の促進

- * 家庭からのごみ発生抑制の促進
- * 適正な資源循環利用の促進
- * 市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

(1) 市民の省エネルギー・省資源型のライフスタイルの促進

ア 環境保全行動の促進

市民は、家庭において省エネルギー意識の向上に努めるとともに、省エネルギー行動を実践します。

また、市は、パンフレットやインターネットの媒体等を通じた普及啓発や「家庭版環境ISO認定制度」の普及、「もったいない運動」の推進などを通じ、市民の省エネルギー行動を支援します。

主体別の行動・取組内容	
市民	・省エネルギー意識の向上に努めるとともに、家庭でできることから省エネルギー行動を実践します。特に、家庭版環境ISO認定制度やもったいない運動を活用し、日常生活における環境に配慮した行動に積極的に取り組みます。
市	・市民の省エネルギー行動を促進します。【主要施策】

イ 省エネルギー・新エネルギー設備の積極的な導入促進

市民は、家電製品等の買い替え時には省エネルギー機器の導入を積極的に行うとともに、住宅の新築や改築等の際に、太陽光発電システム等の新エネルギー設備や高効率給湯器等の省エネルギー設備を積極的に導入します。

また、市は省エネルギー機器や省エネルギー・新エネルギー設備の普及促進を図るため、情報提供や設置費用の助成等による支援を行います。

主体別の行動・取組内容	
市民	・省エネルギー性能の高い機器の積極的な買い替えを推進します。 ・住宅の新築，改築時に太陽光発電システム等の新エネルギー設備や高効率給湯器等の省エネルギー設備を積極的に導入します。
市	・省エネルギー機器の普及啓発を行います。【主要施策】 ・新エネルギー機器の普及啓発を行います。【主要施策】

ウ 低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入，エコドライブ普及促進

市民は，低公害車や低燃費型自動車などの二酸化炭素の発生が少ない自動車の積極的な導入を図るとともに，アイドリングストップ等のエコドライブの実践に努めます。

また，市は，低公害車や低燃費型自動車の率先的な導入や国等の支援制度の紹介，啓発活動等によって普及を支援するとともに，パンフレットの配布等による普及啓発や市職員による率先実行などエコドライブの普及を促進します。

主体別の行動・取組内容	
市民	・自動車の買い替えに当たっては，低公害車や低燃費型自動車の購入に努めます。 また，必要以上に大きな車は買わないようにします。
市	・低公害車や低燃費型自動車の導入を促進します。【主要施策】 ・エコドライブを普及促進します。（アイドリングストップ運動等の実施） アイドリングストップなどの環境に配慮した自動車の運転方法である「エコドライブ」を促進し，自動車の走行燃費を改善することで，二酸化炭素排出量を削減します。

(2) 市民のごみの減量やリサイクル行動の促進

ア 家庭からのごみ発生抑制の促進

市民の購買・消費・廃棄といった一連の経済活動の中での、ごみの発生抑制を促進します。

主体別の行動・取組内容	
市民	<ul style="list-style-type: none">・焼却ごみに約 15%含まれる資源化できる紙類(もったいない資源ごみ)の分別に努めます。・容器に入ったまま捨てられる賞味,消費期限切れの食品(もったいない生ごみ)を出さないよう努めます。また,生ごみの水切りに努めます。・買い物の際にマイバックを持参したり,日頃からマイ箸を持ち歩く「マイMy運動」を実践します。
市	・家庭から排出されるごみの削減や 積極的なリサイクル行動を促進します。【主要施策】

イ 適正な資源循環利用の促進

市民の積極的な資源循環行動を促進します。

主体別の行動・取組内容	
市民	<ul style="list-style-type: none">・牛乳のパックや白色トレイなど資源化できる容器の資源化に努めます。・リユース製品の積極的な活用やリサイクルの推進に努めます。
市	・家庭から排出されるごみの削減や 積極的なリサイクル行動を促進します。【主要施策】

ウ 市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

持続可能な循環型社会を構築していくため,市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で,お互いに協力して発生抑制,減量化・資源化を促進します。

主体別の行動・取組内容	
市民	・居住する地域の特性を踏まえた市民主導によるごみの減量化・資源化に努めます。
市	・家庭から排出されるごみの削減や 積極的なリサイクル行動を促進します。【主要施策】

2 環境に配慮したビジネススタイルの促進

(1) 事業者の省エネルギー・
省資源型ビジネススタイルの促進

- * 環境管理行動の促進
- * 省エネルギー・新エネルギー設備の積極的な導入
やE S C O事業の普及促進
- * 低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入，
エコドライブ普及促進

(2) 事業者のごみの減量やリサイクル行動の促進

- * 事業者からのごみ発生抑制の促進
- * 適正な資源循環利用の促進
- * 市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

(1) 事業者の省エネルギー・省資源型のビジネススタイルの促進

ア 環境管理行動の促進

事業所での環境マネジメントシステムを推進し，エネルギー管理の徹底に努めます。
市は，そのための支援や情報提供に努めます。

主体別の行動・取組内容	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィスや工場等での省エネルギー行動を積極的に推進します。 また，I S O 1 4 0 0 1 の認証取得や「事業所版環境I S O」の認定などにより，オフィス活動などにおける地球温暖化防止のための取組を推進します。 ・ 二酸化炭素排出の要因となるエネルギーの使用状況を把握し，日常の事業活動における省資源・省エネルギーやグリーン購入，更には省エネルギー・新エネルギー設備の導入を積極的に行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境管理行動による省エネルギー行動を促進します。【主要施策】 ・ 市の事務事業における率先行動を推進します。【主要施策】

イ 省エネルギー，新エネルギー設備の積極的な導入やE S C O事業の普及促進

事業所におけるエネルギーの削減を図るため，O A 機器や電化製品の買い替えに際し，省エネルギー性能の高い製品を購入するとともに，省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入，E S C O 事業の実施などの取組に努めます。

また，市は，省エネルギー・新エネルギー設備の積極的導入やE S C O 事業などの情報の提供や導入支援などの普及啓発に努めるとともに，公共施設において省エネルギー性能が高い製品を率先的に購入する等，グリーン購入やグリーン商品の普及に努めます。

主体別の行動・取組内容	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に太陽光発電システムを設置することで、排出される二酸化炭素の削減を図ります。 ・住宅を建設、販売する事業者は、太陽光発電システムの有効性について適切な情報を消費者へ提供します。 ・事業所に、高効率給湯器や省エネルギー機器の導入を積極的に行い、二酸化炭素排出量の削減を図ります。 ・小売事業者は、省エネラベルの活用により消費者への省エネルギー機器の普及に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の建物や設備の省エネルギー化を促進します。 ・省エネルギー機器の普及啓発を行います。【主要施策 Ⅱ】(再掲) ・新エネルギー機器の普及啓発を行います。【主要施策 Ⅲ】(再掲)

ウ 低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入，エコドライブ普及促進

事業者は、低公害車や低燃費型自動車などの積極的な導入促進を図るとともに、アイドリングストップ等のエコドライブの実践に努めます。

また、市は、低公害車や低燃費型自動車の導入に関する啓発活動等によって普及を支援するとともに、パンフレットの配布等による普及啓発や市職員による率先実行などエコドライブの普及を促進します。

主体別の行動・取組内容	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の買い替えに当たっては、用途に合わせた大きさの低公害車や低燃費型自動車の購入に努めます。 ・販売事業者は、消費者に対して、自動車の燃費性能についての情報提供に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車や低燃費型自動車の導入を促進します。【主要施策 Ⅳ】(再掲) ・エコドライブを普及促進します。(アイドリングストップ運動等の実施)

(2) 事業者のごみの減量やリサイクル行動の促進

ア．事業者からのごみ発生抑制の促進

事業者の生産・販売・廃棄といった一連の経済活動の中での、ごみの発生抑制を促進します。

主体別の行動・取組内容	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の過剰包装など不必要な包装をしないようにします。 ・オフィスにおいては、両面コピーの徹底等により紙の使用量を削減します。 ・使い捨て製品は極力使用しないようにします。 ・製品の製造においてはライフサイクルアセスメント（LCA）の観点を積極的に導入します。
市	・事業者が排出するごみの減量やリサイクル行動を促進します。【主要施策】

イ 適正な資源循環利用の促進

事業者の積極的な資源循環行動を促進します。

主体別の行動・取組内容	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料や事務用品にリサイクル製品を積極的に使用します。 ・使用時、廃棄時に環境への影響の少ない製品を積極的に使用します。
市	・事業者が排出するごみの減量やリサイクル行動を促進します。【主要施策】

ウ 市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

持続可能な循環型社会を構築していくため、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生抑制，減量化・資源化を促進します。

主体別の行動・取組内容	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の製造から廃棄まで、温室効果ガスの排出量の少ない商品の購入促進を図るため、製品のライフサイクルアセスメント（LCA）を導入するとともに情報の公開に努めます。 ・行政や自治会，民間団体などが行うの再利用・リサイクル活動への積極的な参加を目指します。
市	・事業者が排出するごみの減量やリサイクル行動を促進します。【主要施策】

3 二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進

(1) 地域のエネルギーを有効に活用する
まちづくりの推進

- * 新エネルギーの導入促進
- * 省エネルギー対策設備等の普及促進

(2) バランスのとれた環境配慮型交通体系の
整備の推進

- * 公共交通機関や自転車などの利用促進
- * 都市交通の円滑化の推進
- * コンパクトで機能的なまちづくりの推進

(3) 二酸化炭素吸収のための緑の確保

- * 森林の適正な管理・育成
- * 都市緑化の推進による二酸化炭素吸収源の創出

(1) 地域のエネルギーを有効に活用するまちづくりの推進

ア 新エネルギーの導入促進

- ・ 太陽エネルギー利用を普及啓発します。
市民・事業者への太陽エネルギー利用に関する情報を提供するとともに、公共施設において太陽エネルギー利用機器の率先的な導入を図ります。
- ・ 小水力発電やバイオマス利用を促進します。
市民・事業者への小水力発電やバイオマス利用に関する情報を提供するとともに、水道送水管の減圧所における小水力発電の導入や、廃食用油によるBDF導入などを行います。
- ・ コージェネレーション，燃料電池に関する情報提供等を行います。
市民・事業者へのコージェネレーションや燃料電池などに関する技術等の情報を提供するとともに，市の公共施設において率先的にそれらの設備の導入を図ります。

イ 省エネルギー対策設備等の普及促進

- ・ E S C O事業の普及や建築物への省エネルギー設備の導入を促進します。
市民・事業者への情報提供や普及啓発を行うとともに，公共施設でのE S C O事業の率先導入や，省エネルギー診断に基づく省エネルギー設備の率先導入を図ります。
- ・ 再開発事業や大規模開発事業等における地域冷暖房の導入を促進します。
中心部で地域冷暖房が導入されていることから，中心市街地の再開発における積極的な導入を求めるとともに，新たな大規模開発事業等においても地域冷暖房の導入を促します。

(2) バランスのとれた環境配慮型交通体系の整備の推進

ア 公共交通機関や自転車などの利用促進

- ・新交通システムの導入を推進します。

安全で快適な都市内移動手段を確保するとともに、マイカーからの適正な利用転換の促進によって、交通の円滑化や環境への負荷の軽減を図るため、今後のまちづくりを支える都市の装置として新交通システム（LRT）の導入を推進します。

- ・「宇都宮市生活交通確保プラン」を推進します。

市民の誰もが自由に移動できる社会の実現に向け、既存バス路線の維持や地域内交通を創出し、市民の日常生活に必要な移動手段を確保します。

- ・モビリティマネジメントを推進します。

公共交通の利用促進のために、市民に対し、公共交通の利用が環境、安全、個人の健康等に好影響をもたらすことや、公共交通の利用方法等を効果的に情報提供することにより、マイカーから公共交通利用への自発的な転換を促す取組を実施します。

- ・自転車の利用・活用を推進します。

（レンタサイクル実証実験，自転車走行空間の確保）

安全で快適に移動できるまちづくりを進めるため、「宇都宮市自転車利用・活用基本計画」に基づき、自転車を市内交通の重要な手段と位置付け、自転車の持つ特性を生かした利用・活用を推進します。

- ・公共車両優先システム（PTPS）を整備します。

公共交通機関であるバスの定時制、速達性を確保し、バス本来の機能と役割を回復させ、利便性を向上させることで、マイカー通勤からバス利用への転換を促します。

- ・バス・鉄道利用デーによる公共交通機関利用の促進を行います。

道路交通の安全と渋滞解消，交通事故の軽減のため，毎月1日と15日を「バス・鉄道利用デー」とし，通勤・買い物などの際に積極的なバス・鉄道の利用を促進します。

イ 都市交通の円滑化の推進

- ・交通渋滞緩和による自動車走行燃費の向上を図ります。

市内で発生する交通渋滞を解消し，通過平均速度の向上により発生する二酸化炭素排出量の削減を行うため，交差点改良や踏切改良の事業を推進します。

ウ コンパクトで機能的なまちづくりの推進

- ・環境負荷の少ないコンパクトで持続可能な都市づくりを行います。

慢性的な渋滞などを引き起こす一極集中型の都市構造から，鉄道や広域幹線道路等の交通の要衝に都市機能を集約した「拠点」を整備し，地域の均衡ある発展を目指した土地利用と交通のバランスのとれた多極型の都市構造へ転換します。

(3) 二酸化炭素吸収のための緑の確保

ア 森林の適正な管理・育成

- ・森林整備事業を推進します。【主要施策】
- ・森林ボランティア育成事業を推進します。
森林の多面的な機能を保持するとともに、市民の森林・林業への理解を深めるため、森林ボランティアの育成等を行い、健全な森林づくりを推進します。
- ・「宇都宮市地球温暖化防止のための森林吸収源対策プラン」を推進します。
森林による二酸化炭素吸収機能を高度に発揮させるため、地域ぐるみで森林の整備等に取り組む機運を高め、森林吸収源対策を推進します。

イ 都市緑化の推進による二酸化炭素吸収源の創出

- ・緑地・里山の保全を行います。
良好な里山や樹林地を保全・活用するため、長期的な保全計画の策定や緑地保全関係法令の適用等の検討を行います。
- ・公園の整備を行います。
緑豊かな都市環境を形成するため、公園緑地の計画的な整備や適正配置、老朽化した街区公園のリフレッシュ等を行います。
- ・都市緑化を推進します。
花と緑あふれる快適な都市環境を形成するため、公有地や民有地等の緑化を推進します。

4 地球温暖化防止のための横断的な対策の推進

(1) 地球温暖化防止のための
横断的な対策の推進

* 環境学習の推進
* 民間団体との協働による地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化防止のための横断的な対策の推進

ア 環境学習の推進

- ・環境出前講座などを活用した地球温暖化に関する学習機会を創出します。
地球温暖化問題への正しい理解と認識を深め、地球温暖化防止のために行動する人を育てるため、「宇都宮市環境学習基本指針」に基づき、家庭や学校、地域等における環境学習を推進します。
- ・環境学習センターや小中学校などにおける環境学習を推進します。
環境学習センターを本市の環境学習の拠点施設として位置付け、環境講座やセミナーなど環境学習事業を推進します。
また、生涯学習センターやコミュニティセンター等において、地球温暖化の問題を現代的課題や地域づくりの一つとして捉え、これに関する講座を開催します。
学齢期からの地球温暖化に関する問題への理解と関心を深めるため、小中学校において、総合的な学習の時間を活用した環境学習を推進します。

イ 民間団体との協働による地球温暖化対策の推進

- ・市民や事業者の地球温暖化防止意識の向上を図ります。【主要施策】
- ・本市における地球温暖化対策を推進する組織を形成します。
宇都宮市での地球温暖化対策の具体的な推進のため、市民・事業者の参画のもと、パートナーシップで対策を企画、立案し、取組を実践することができる組織の形成を検討します。

第3節 主要施策

「施策の体系」で示した施策の中で、本市の地域特性や必要性等を踏まえて、特に推進意義の高い取組を「主要施策」として位置付け、積極的に取り組みます。

「主要施策」においては、施策の進捗を明らかにする行動指標と、本市の温室効果ガス排出量削減目標を達成するための行動目標や、平成24年度までの推進スケジュールを示します。

なお、「主要施策」の一覧は、以下のとおりです。

「主要施策」の一覧

(1) 『環境にやさしいライフスタイルの促進』

- 市民の省エネルギー行動の促進
- 省エネルギー機器の普及促進
- 新エネルギー機器の普及促進
- 低公害車や低燃費型自動車の導入促進
- 家庭から排出されるごみの削減やリサイクル行動の促進

(2) 『環境に配慮したビジネススタイルの促進』

- 環境管理行動による省エネルギー行動の促進
- 庁内環境配慮行動計画による市事務事業における率先行動
 - ・省エネルギー機器の普及促進 【再掲】
 - ・新エネルギー機器の普及促進 【再掲】
 - ・低公害車や低燃費型自動車の導入促進 【再掲】
- 事業者が排出するごみの減量やリサイクル行動の促進

(3) 『二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進』

- 森林整備事業の推進

(4) 『地球温暖化防止のための横断的な対策の推進』

- 市民や事業者の地球温暖化防止意識の向上